

平成30年度 LGBT 支援事業

1. 市民啓発事業

(1) 憲法週間映画上映会

例年開催している憲法週間映画上映会において、LGBT を題材とした映画上映を行い、幅広く LGBT、性的マイノリティに対する理解を広める。

(2) 啓発カード作成

ハンディな啓発カードを作成し、市の窓口等に設置し配布する。また人権教育推進協議会等で市民による啓発推進ツールとして活用していただくことで、より多くの市民の啓発につなげる。

2. 相談事業

(1) 研修会開催

年2回開催する、市民相談員や人権擁護委員など相談事業に携わる者を対象とする研修会のテーマを LGBT、性的マイノリティの相談に関する研修に位置づけ、相談員のスキルアップを図る。

(2) LGBT 弁護士相談

平成29年度から実施する LGBT、性的マイノリティ対象の人権相談の中で、法的助言が必要と考えられる案件について、より専門的な相談を受けられるよう弁護士相談を組合わせて行い、市民がより安心して相談できる環境を整備する。

3. その他

(1) 先進都市事例研究

LGBT、性的マイノリティに関する支援事業等を先進的に行っている都市の事例研究を行う。